

平成25年12月定例会 総務文教常任委員会記録

平成25年12月5日（水）

平成25年12月17日（火）

平成25年12月18日（水）

平成25年12月19日（木）

場所：鳥栖市議会 第1委員会室

目 次

平成25年12月 5 日（水）	5 頁
平成25年12月17日（火）	15 頁
平成25年12月18日（水）	29 頁
平成25年12月19日（木）	67 頁

平成25年12月定例会審査日程

日 次	月 日	摘 要
第 1 日	12月 5 日(水)	開 会 委員長の互選 副委員長の互選 委員席の指定
第 2 日	12月17日(火)	審査日程の決定、その他 総務部関係議案審査 議案乙第35号、議案甲第55号 〔説明、質疑〕
第 3 日	12月18日(水)	教育委員会教育部関係議案審査 議案乙第35号、議案甲第46号、議案甲第47号 議案甲第48号、議案甲第49号、議案甲第50号 議案甲第51号、議案甲第57号、議案甲第58号 議案甲第59号 〔説明、質疑〕 陳情協議 陳情第22号 〔協議〕
第 4 日	12月19日(木)	現地視察 勝尾城筑紫氏遺跡 議案審査 議案乙第35号、議案甲第46号、議案甲第47号 議案甲第48号、議案甲第49号、議案甲第50号 議案甲第51号、議案甲第55号、議案甲第57号 議案甲第58号、議案甲第59号 〔総括、採決〕

日 次	月 日	摘 要
第 4 日	12月19日(木)	<p>陳情協議 陳情第22号</p> <p style="text-align: right;">〔協議〕</p> <p>報 告（総務部財政課） 平成24年度佐賀県競馬組合決算について</p> <p>報 告（教育委員会教育部教育総務課） 食育シンポジウム開催について</p> <p>所管事務調査 総務文教常任委員会の閉会中の継続審査申し出の件</p> <p>閉 会</p>

12 月定例会付議事件

1 市長提出議案

[平成25年12月16日付託]

議案甲第46号	鳥栖市民文化会館条例の一部を改正する条例	[可決]
議案甲第47号	鳥栖市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例	[可決]
議案甲第48号	鳥栖市定住・交流センター条例の一部を改正する条例	[可決]
議案甲第49号	鳥栖市都市広場条例の一部を改正する条例	[可決]
議案甲第50号	鳥栖市体育施設条例の一部を改正する条例	[可決]
議案甲第51号	鳥栖スタジアム条例の一部を改正する条例	[可決]
議案甲第55号	鳥栖・三養基地区消防事務組合理約の変更について	[可決]
議案甲第57号	工事請負契約の変更について	[可決]
議案甲第58号	工事請負契約の変更について	[可決]
議案甲第59号	工事請負契約の変更について	[可決]
議案乙第35号	平成25年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）	[可決]

[平成25年12月19日委員会議決]

2 陳 情

陳 情第22号	国史勝尾城筑紫氏遺跡関連に関する要望書	[協議]
---------	---------------------	------

3 報 告

平成24年度佐賀県競馬組合決算について（総務部財政課）

食育シンポジウムの開催について（教育委員会教育部教育総務課）

4 その他

委員長の互選	[平成25年12月 5 日互選]
副委員長の互選	[平成25年12月 5 日互選]
委員席の指定	[平成25年12月 5 日指定]
総務文教常任委員会の閉会中の継続審査申し出の件	[継続審査]

[平成25年12月19日委員会議決]

平成 25 年 12 月 5 日 (水)

1 出席委員氏名

年 長 委 員	成 富	牧 男	委 員	久保山	日出男
委 員 長	国 松	敏 昭	〃	中 村	直 人
副 委 員 長	下 田	寛	〃	柴 藤	泰 輔

2 欠席委員氏名

久保山 博 幸

3 議会事務局職員氏名

議 事 係 主 査 江 下 剛

5 審査日程

委員長の互選

副委員長の互選

委員席の指定

6 傍聴者

な し

7 その他

な し

午後 2 時50分 開会
 開議

年長委員の紹介

江下 剛 議会事務局議事係主査

総務文教常任委員会担当書記の江下と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、選任後最初の委員会でありますので、委員会条例第 8 条第 2 項の規定により、年長委員が委員長との互選を行うことになっております。

本日の出席委員中、成富牧男委員が年長の委員でありますので、御紹介申し上げます。

成富委員、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

〔成富委員、委員長席へ〕

成富牧男委員

ただいま御紹介いただきました成富でございます。委員会条例第 8 条第 2 項の規定により、委員長選出まで委員長の職務を行います。皆様方の御協力をよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、これより委員会を開会いたします。



委員長の互選

成富牧男委員

早速ですが、委員長の互選を行います。

委員長は委員会において互選することになっています。どういう方法で選任したらよろしいか、皆さんの御意見を承りたいと存じます。

どなたか。

下田 寛委員

指名推選という形でいかがでしょうか。

成富牧男委員

ただいま、指名推選により選任したらどうかという御意見がありましたが、推選によって選任することよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議がないようですので、推選により委員長を選任することにいたしたいと思いますが、ここで一旦休憩を入れたいと思います。

午後 2 時 51 分休憩



午後 2 時 51 分開議

成富牧男委員

それでは再開いたします。

どなたか、推選をお願いいたします。

中村直人委員

この出席者の中でですね、それぞれ、以前にも総務の委員長もされた経験がありますので、国松敏昭委員を総務文教常任委員会の委員長として推選をしたいと思います。

よろしくお願い申し上げます。

成富牧男委員

ただいま、国松議員を委員長に推選する旨の発言がありましたが、国松議員を委員長に選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、国松議員を委員長に選任することに決しました。

委員長選出まで皆様方には御協力をいただき、ありがとうございました。

これをもって国松委員長と交代いたします。

〔国松委員長、委員長席へ〕

国松敏昭委員長

ただいま委員長の推選をいただきました、国松でございます。

副委員長等決まり次第、御挨拶をさせていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

これより委員長職を務めさせていただきます。よろしく願いいたします。



副委員長の互選

国松敏昭委員長

それではこれより副委員長の互選を行いたいと思います。

副委員長は委員会において互選することになっております。どのような方法で選任したらよろしいでしょうか、皆さんの御意見を承りたいと思います。

中村直人委員

それでは、委員長の選任と同様、指名推選という形で選任をお願いしたいと思います。

国松敏昭委員長

ただいま推選により選任したらという御意見がございましたが、推選によって選任することではよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議がないようですので、推選により副委員長を選任することにいたします。

どなたか推選をお願いいたします。

中村直人委員

それでは、それぞれ皆さんにですね、役職というのは大変重要なことだろうと思いますけれども、下田委員を副委員長に指名推選したいと思いますが、委員長のほうで取り計らいをよろしくお願いしたいと思います。

国松敏昭委員長

ただいま下田議員を副委員長に推選する旨の発言がありましたが、下田議員を副委員長に選任することに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって下田議員を副委員長に選任することにいたしました。



国松敏昭委員長

それでは、ここで御挨拶をいたします。

ただいま委員長の大任を皆さんの推薦により受けさせていただきます。

どうか誠心誠意、委員会がスムーズにいくように、皆さんの御協力をいただきながらしっかりと進めてまいりたいと、思いますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

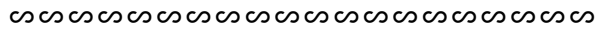
下田 寛副委員長

ただいま副委員長に御指名をいただきました下田寛でございます。
誠心誠意活動してまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

国松敏昭委員長

そしたら、休憩を行いたいと思います。
ちょっと休憩いたします。

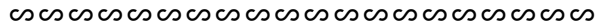
午後 2 時56分休憩



午後 2 時56分開議

国松敏昭委員長

では、再開いたします。



委員席の指定

国松敏昭委員長

委員の席の指定を行いたいと思います。
ちょっと休憩をいたします。

午後 2 時56分休憩

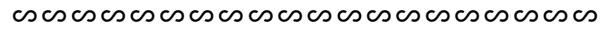


午後 2 時57分開議

国松敏昭委員長

じゃあ、再開をいたします。

それでは、委員の席の指定を、現在、座っていただく席を、今座っていただいているところを指定いたしますので、よろしくお願いいたします。



国松敏昭委員長

それでは、その他何か皆さんに御意見ございましたら伺いたいと思います。

〔発言する者なし〕

よろしいでしょうか。

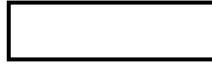
はい、そしたら総務文教常任委員会をここで終了させていただきます。

午後 2 時 58 分散会

総務文教常任委員会委員席表

国松敏昭委員長

○



下田 寛副委員長

○

柴藤泰輔委員

○

久保山博幸委員

○



中村直人委員

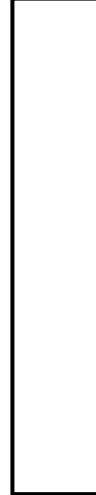
○

久保山日出男委員

○

成富牧男委員

○



平成 25 年 12 月 17 日 (火)

1 出席委員氏名

委員 長	国松 敏昭	委員	中村 直人
副委員 長	下田 寛	〃	久保山 博幸
委員	成富 牧男	〃	柴藤 泰輔
〃	久保山 日出男		

2 欠席委員氏名

なし

3 委員会条例第19条による説明員氏名

総務部長	野下 政信	教育長	天野 昌明
総務部次長	野田 寿	教育部長	園木 一博
〃	詫間 聡	教育部次長	尼寺 学
〃	辻 易孝	学校教育課長	柴田 昌範
総務課長補佐	古澤 哲也	生涯学習課長	緒方 心一
総務課秘書係長	鹿毛 晃之	文化芸術振興課長	白水 隆弘
総務課文書法制係長	樋本 太郎	スポーツ振興課長	石丸 健一
総務課職員係長	実本 和彦		
総合政策課長	松雪 努		
総合政策課長補佐	藤川 博一		
情報管理課長	江寄 充伸		
情報管理課広報統計係長	熊田 吉孝		
財政課長補佐	小柳 秀和		
契約管財課管財係長	庄山 裕一		
契約管財課管財係長待遇	中嶋 浩一		
〃	野中 潤二		
契約管財課契約検査係長	立石 光顕		
会計管理者兼出納室長	権藤 博文	選挙管理委員会事務局次長	姉川 勝之

監査委員事務局長 中山 泰 宏 議会事務局長 江 崎 嗣 宜
監査委員事務局次長 豊 増 秀 文

4 議会事務局職員氏名

議会事務局次長 林 吉 治

5 審査日程

議案審査

議案乙第35号 平成25年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）
議案甲第55号 鳥栖・三養基地区消防事務組合格約の変更について

〔説明、質疑〕

6 傍聴者

な し

7 その他

な し

午前10時開議

国松敏昭委員長

それではこれより、平成25年12月定例会総務文教常任委員会を開会をいたします。



審査日程の決定

国松敏昭委員長

まず、委員会の審査日程についてお諮りいたします。

お手元にあらかじめ正副委員長協議の上、審査日程案を配付をいたしております。

付託議案につきましては、甲議案10件、乙議案1件の合計11件であります。

審査日程につきましては、本日17日に総務の総務部の審査、あす18日は教育委員会教育部の審査、19日は現地視察、その後、総括、採決ということでお願いしたいと思っております。

なお、現地視察については後ほど副委員長のほうから御説明いたします。

審査日程については以上のおり決したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって委員会の日程については御手元に配付のとおりと決しました。

続きまして、副委員長から現地視察につきまして御説明をお願いいたします。

下田 寛副委員長

現地視察につきましては、審査日程には19日と上げておりますけれども、委員長、執行部と協議をした上で、現在のところ予定をしておりません。

しかしながら皆様方の御希望が、委員の皆様から御希望があれば、執行部・事務局とも調整の必要がありますので、本日中に、私のほうまで申し出ていただきますようよろしくお願いいたします。

以上です。

国松敏昭委員長

それでは、総務部の審査に入りますので、執行部準備のために暫時休憩いたします。

1 ページ、歳入です。

款19. 繰入金、項1. 基金繰入金、目1. 減債基金繰入金、節1. 減債基金繰入金でございます。

こちらにつきましては1億9,125万2,000円の減額補正を行うものでございます。内容といたしましては、当初予算からの編成に伴いまして繰り入れておりました減債基金繰入金からの減額補正を行うものでございます。

続きまして、款22. 市債でございます。項1. 市債、目6. 農林水産業債、節1. 農林債でございます。

こちらにつきましては、環境経済部の関係の歳出項目となっておりますけれども、歳入の項目といたしまして、市債につきましては、今総務文教常任委員会の中で報告をさせていただくものでございます。

内容といたしましては、県営水利施設事業に対する起債等ございまして、予算書におきましては46ページに農林水産業費のところの項目として計上させていただいております。

歳入につきましては以上でございます。

江崎嗣宜議会議務局長

歳出について説明をさせていただきます。

説明資料2ページでございます。

款1. 議会費、項1. 議会費、目1. 議会費、節2. 給料からから節4. 共済費まで、これにつきましては、議会議務局職員7名分の、給与の特例措置及び人事異動による給料の減額補正でございます。

以上でございます。

野田 寿総務部次長兼総務課長

次に、総務費でございます。

目1. 一般管理費の補正でございますが、節2. 給料、節3. 職員手当等、節4. 共済費は、特別職及び総務部職員63人分の給与等減額の特例措置及び人事異動などによります補正でございます。

以上でございます。

辻 易孝総務部次長兼契約管財課長

続きまして、目7. 財産管理費、節11. 需用費の光熱水費につきましては、電気料金の値上げや異常気象による空調機の運転時間緩和による基本料、使用料の増加などに伴い増額補正をお願いするものでございます。

以上です。

松雪 努総合政策課長

めくっていただきまして3ページでございます。

目9. 企画費、節11. 需用費でございます。

今回80万円を補正させていただいておりますが、これは平成26年度が市制施行60周年ということになります。そのために、年明けから懸垂幕、それからバナーフラッグ、ポスターなどを作成する費用として計上させていただいているところでございます。

以上でございます。

詫間 聡総務部次長兼財政課長

続きまして目13. 公共施設整備基金費でございます。節25. 積立金でございます。補正額として2億円、公共施設整備基金への積み立てを行うものでございます。

ここで合わせまして、参考資料で別冊で御提出しております分で、1ページ目に基金残高、12月補正後の額を挙げております。

この中で公共施設整備基金、平成24年度末の現在高13億8,144万円、これと積立額、9月で2億円積み立てを行っております。

今回2億円積み立てを行うということで、平成25年度12月補正後の現在高といたしまして17億3,874万円という残高になります。

先ほど歳入の中でも申しておりました減債基金の関係でございます。その一つ上段にありまして、減債基金、平成24年度末の現在高7億8,696万3,000円、こちらのほうが右から2番目のところに取り崩し額と計上いたしております。

この中で当初の繰入額と、あと9月における繰り戻し額、今回12月の繰り戻し額等を踏まえまして、12月現在で5億8,783万1,000円の現在高というところになっておるところでございます。

以上でございます。

野田 寿総務部次長兼選挙管理委員会事務局長

次に選挙費でございます。

目1. 選挙管理委員会費の補正でございますが、節2. 給料、節4. 共済費は、選管事務局職員2人分の給料の特例措置によります減額補正でございます。

以上でございます。

江寄充伸情報管理課長

続きまして、項5. 統計調査費でございます。

目1. 統計調査総務費につきましては、節2の給料から節4の共済費の補正につきまして

は、統計関係職員 2 人分の給与の特例措置及び人事異動等に伴うものでございます。

以上でございます。

中山泰宏監査委員事務局長

続きまして、監査委員費でございます。4 ページをお願いいたします。

款 2. 総務費、項 6. 監査委員費、目 1. 監査委員費につきましては、節 2. 給料から節 4. 共済費は、事務局職員 3 人分の給与の特例措置及び人事異動等に伴う減額補正分でございます。

以上です。

野田 寿総務部次長兼総務課長

次に消防費でございます。

目 1. 総務管理費の補正でございますが、節 2. 給料、節 3. 職員手当等、節 4. 共済費は、それぞれ消防担当職員 2 人分の給与の特例または人事異動等によります補正でございます。

以上で一般会計補正予算、総務部関係分の御説明を終わらせていただきます。

国松敏昭委員長

執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

久保山日出男委員

基金の中での公共施設整備基金、9 月と 12 月ということで、挙がっておりますが、これは例年——前の資料は私ちょっと持って来てませんので——年 2 回するとか、そういうことじゃなくて、何かを思惑と言いますか、何か予定が組まれての 2 回にわたってしているのか。

お願いします。

詫間 聡総務部次長兼財政課長

今回の公共施設整備基金の積み立ての関係でございます。

この公共施設整備基金に関しまして、若干補足説明をさせていただきます。

公共施設整備基金が平成 20 年度に創設をされておまして、これ平成 20 年度当初 2 億円からの積み立てを行ってございました。

平成 24 年度末におきまして、先ほど申し上げましたとおり 13 億 8,144 万円と、おおむね 2 億ないし 5 億、3 億円程度の額等を踏まえてきて積み立てを行ってきたところでございます。

今回 9 月と 12 月と行うところございますけれども、一般質問の中でも、今後の公共施設に対する老朽化の対策をどのようにやるのかというふうなところの質疑をいただいております。

そういった中で、平成27年度ごろをめどに公共施設の整備計画等を立てていくというふうなことで答弁をしまいたところでございます。

そういったところで、現時点におきましては、財源等の幾ら確保かというところは明確にお示しすることができませんけれども、今回、財源等の確保ができたことによって、この公共施設整備基金に積み立てることとしたものでございます。

以上でございます。

久保山日出男委員

はい、わかりました。

ありがとうございました。

成富牧男委員

それでは、関連で質問いたします。

今の公共施設整備基金ですけれども、先ほどまだどれぐらいで済むかというのはわからんということでしたが、本来は大体こういう課題があってこれだけ積み立てんといかんと、それはもう先ほど言われたように、一般質問でも言われたとおりでございますけれども、そうしないとどれぐらいほかのところそのしわ寄せが来るのかとか、そういうのがわからんと思うんですよね。

だから基金はいつまでにどれだけ積むのかちゅうのは、早急に試算といいますか、積み立ての目標なんかも、それから年次ですね、明らかにする必要があると思うんですが、いかがでしょうか。

詫間 聡総務部次長兼財政課長

成富議員の質問がございまして、基金等の目標額、年次的計画という質問でございますけれども、基金の目標額といいますとこの公共施設整備基金でございますけれども、先ほども答弁いたしましたとおり、平成27年度ごろをめどにということございまして、その試算をやってる最中という答弁を一般質問の中でもさせていただいておるところでございます。

したがって基金の目標額、公共施設整備基金については、現在、お示しすることができないというところございまして、年次的な計画につきましては、財政運営上今回につきましては、昨年度につきましては2億円でございますけれども、年次的にこれは、増加等をしておるところでございます。

先ほども平成20年度からの基金創設ということで申し上げておまして、現在積み立て等を基金を行っておるところでございます。

以上でございます。

成富牧男委員

そしたら確認ですけど、平成27年度には大体公共施設、必要な公共施設の整備のための財源等がどれぐらい要るかというのが出てくるということによろしいですか。

詫間 聡総務部次長兼財政課長

はい、先ほど申し上げましたとおり、公共施設の保全計画等の策定等に伴いまして、必要とする財源等の確保、その中で基金等からの繰り入れ等を行うか、そのあたりを見きわめたいと思っておるところでございます。

以上でございます。

国松敏昭委員長

いいですか。

成富牧男委員

はい、わかりました。

国松敏昭委員長

ほかございますでしょうか。

中村直人委員

ただいまの公共施設整備基金に関連してお尋ねしますけれども、やはり施設改善をしていくためには、いろんなベースが変わってきてるところがいっぱいあるんですよね。

極論すると陸上競技場だって今9レーンが欲しいとか、それから、ゴムチップにしてほしいとか、いろんな要望というのはあるんですよ。

ですから、そこら辺の見きわめというのも大切だし、体育館においても今の現状のままでするのか、やはりこれから先の目標を立てて、人口なども立てて、もう少し大き目のものをつくるのか、そういった設計が必要だと思うんですよ。だから、それに伴ってどれだけの設備費がいるかというのが出てこなくてはいけない。

ですから単に現状のままの改修ということじゃなくして、将来にわたるいろんな見込みをしながら施設の改善をすると、そういう計画性がなければいけないと思うんですよね。そうしないとまた同じことを繰り返すわけだから。ですから、今どのような状況になっているのか。

今特に公共施設、体育施設などは、同一時期に大体建設してますから、一気に老朽化が進んでいると。さらにはスタジアムなんかも、今もうJリーグからいろんな改善要求があるわけですよね。今トイレをやってますけれども、いすをもう少しこう広めてくれとかいろんな要望が出てくるわけですね。

そうしますと今改善要求してるだけでも、スタジアムだけでも、長い年度を見ると15億円か18億円ぐらいの予算が要するという、このシミュレーション立ててるわけですよね。そうす

ると今のままでもまだ17億円ですから、スタジアムだけでもうこれ終わるといふ、こういう計算になっていくわけですから、今のままでいけば。

ですからもっと将来像を見込んで、予算も積み立てながら、やはり改修をしていくと、そういうふうなところまでですね、踏み込んでやはりこの計画を立てないと、また同じことを繰り返すような状況です。

さらには、施設のどれから進めていくのか、重要度が高いものからやはり先に進めていかなければいけないでしょうから、そういった面の年次計画というのはやはりきちんと立てるべきだと思っておりますので、そういった面を含めて、これから先の計画を立てられるときにはそういった面を含めたところで考えてほしいということだけを要望しておきますので、よろしくお願いします。

久保山日出男委員

中村議員と重複する点もあります。

国体も佐賀県が今回手を挙げておりますので、その辺も含めて、ぜひお願いしておきたいと思っております。

以上です。

国松敏昭委員長

答弁要りませんですね、答弁はね。

成富牧男委員

保全計画のことでお尋ねしたいんですが、保全計画を進めるところ、いわゆる所管はどこなんでしょうか。

それと、それに向かつてのこれは概略でいいですけども、平成27年度までとか、「ごろ」とかいう言葉も出てますが、その平成27年度に向かつて具体的に、今、各議員から出てるように、それぞれの所管、幾つか所管、特に大きいのは今言われた文教の関係とか、教育部関係とかいろいろあると思うんですが、どういう、またちょっと、平成27年度ごろと言ってましたが、平成28年度か29年になりましたと言わない、言いわけしなくていいようにしないでほしいと思いますが、どういう段取りを考えておられるのか、概略でもいいですからお答えください。

以上です。

詫間 聡総務部次長兼財政課長

現在進めております公共施設の保全計画につきまして、まず、老朽化しておる建物の関係について、今後積算等が必要になってくると思います。そういった意味から、保全計画等、担当部署、建設課の中での建築担当のほう、建物に関してはそちらのほうで所管をするもの

と認識をいたしております。

以上でございます。

成富牧男委員

いろいろありますけども、わかりました。

それで、今建設課がって言われましたけども、そこだけで済む話でもないと思いますので、時間限られてますのでよろしくお願ひしたいと思います。

それからもう1点だけよろしゅうございますか、別件で、委員長。

今回、給与の特例措置及び人事異動により給料の減額補正というのがずっと上がっておりますけれども、この給与の特例規定措置で減額になったこの時点での、それを理由とした減額の総額は幾らでしょうか。お願ひします。

野田 寿総務部次長兼総務課長

減額の影響額ですけれども、一般会計職員、それから国保、農集、新駅などの特会職員、それから企業職員、全員含めまして8,421万6,000円が給料の減額ということになります。

あと管理職手当と特別職の給料も下げておりますので、それまですべて合わせますと8,851万4,000円というふうな影響額が出ております。

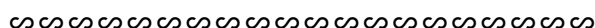
国松敏昭委員長

よろしいですか。

ほかはございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

では質疑を終わります。



議案甲第55号 鳥栖三養基地区消防事務組合格約の変更について

国松敏昭委員長

次に、議案甲第55号 鳥栖三養基地区消防事務組合格約の変更についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

野田 寿総務部次長兼総務課長

議案甲第55号 鳥栖・三養基消防事務組合格約の変更についてでございます。

これは規約の変更に関する協議をしたいので、地方自治法の規定により、市議会の議決を

求めるものでございます。

規約の変更の内容といたしましては、鳥栖市と三養基郡各町、1市3町の構成団体が負担しております負担金の算定方法の変更でございます。

現行各市町の負担金の額は、当該年度の消防費に係る地方交付税の額を算定基礎としておりますけれども、これを、前年度の消防費に係る地方交付税の額とするものでございます。

理由といたしましては、これまで、当該年度の交付税額を算定額としておりましたので、年度途中の交付税額の確定に伴い、増額または全額の補正をする必要があった各市町の負担金を、当初予算の段階で前年度の交付税ということで、当初予算の段階で確定させまして、安定的な消防事務組合の予算運営とするものでございます。

規約変更の施行日は平成26年4月1日からといたしております。

以上でございます。

国松敏昭委員長

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

ありますか。

成富牧男委員

これ当該年度を前年度に改める、当然いいほうに改めたちゅうことでしょうけど、逆に懸念される点ちゅうのは全くないんでしょうか、お尋ねします。

野田 寿総務部次長兼総務課長

そうですね、特にこれは1市3町で話し合いをした結果のもんでございますけども、特に減額、今までが増額の場合は、特段、予算運営上は問題なかったんですけども、減額、特に大幅な減額となった場合についてはですね、今後、当初予算からの運営がちょっと難しくなる可能性も出てくるということで、今回改めたものでございますので、懸念材料というところは今のところないと考えております。

以上でございます。

国松敏昭委員長

よろしいですか。

ほかはございますでしょうか。

[発言する者なし]

はい、質疑を終わります。



国松敏昭委員長

以上で総務部関係議案の質疑は終了いたしました。ですね、はい。

あすは午前10時から教育委員会教育部関係議案の審査を行います。

以上で本日の日程を終了いたします。

本日の委員会はこれもちまして散会いたします。

午前10時32分散会

平成 25 年 12 月 18 日 (水)

1 出席委員氏名

委員 長	国松 敏昭	委員	中村 直人
副委員 長	下田 寛	〃	久保山 博幸
委員	成富 牧男	〃	柴藤 泰輔
〃	久保山 日出男		

2 欠席委員氏名

なし

3 委員会条例第19条による説明員氏名

教育 長	天野 昌明	生涯学習課長	緒方 心一
教育部 長	園木 一博	生涯学習課参事	岡本 昭徳
教育部 次長	尼寺 学	生涯学習課長補佐	佐藤 敦美
教育総務課総務係長	豊増 裕規	生涯学習課文化財係長	久山 高史
教育総務課総務係主査	桑形 伸	文化芸術振興課長	白水 隆弘
学校教育課長	柴田 昌範	文化芸術振興課長補佐	久保山 卓
学校教育課参事	佐々木 英利	文化芸術振興課文化芸術振興係長待遇	久保山 智博
学校教育課長補佐	宮原 信	スポーツ振興課長	石丸 健一
学校教育課主幹	中山 孝史	スポーツ振興課長補佐	三橋 和之

4 議会事務局職員氏名

議事係主査 江下 剛

5 審査日程

議案審査（教育委員会教育部）

議案乙第35号 平成25年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）

議案甲第46号 鳥栖市民文化会館条例の一部を改正する条例

議案甲第48号	鳥栖市定住・交流センター条例の一部を改正する条例
議案甲第49号	鳥栖市都市広場条例の一部を改正する条例
議案甲第51号	鳥栖スタジアム条例の一部を改正する条例
議案甲第47号	鳥栖市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例
議案甲第50号	鳥栖市体育施設条例の一部を改正する条例
議案甲第57号	工事請負契約の変更について
議案甲第58号	工事請負契約の変更について
議案甲第59号	工事請負契約の変更について

〔説明、質疑〕

陳情協議

陳 情第22号	国史勝尾城筑紫氏遺跡関連に関する要望書
---------	---------------------

〔協議〕

6 傍聴者

な し

7 その他

な し

午前10時 1 分開議

国松敏昭委員長

それではこれより本日の委員会を開きます。

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

国松敏昭委員長

審査に入ります前に現地視察につきましては、副委員長のほうから報告がございます。

下田 寛副委員長

昨日、散会後に現地視察につきましては、委員の皆様と協議をさせていただきましたところ、あすの午前10時から勝尾城筑紫氏遺跡にて現地視察を行うことになりましたので、よろしくお願いいたします。

以上です。

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

教育委員会教育部

国松敏昭委員長

それでは、本日は教育委員会教育部関係議案の審査を行います。

教育部関係の議案は、議案乙第35号、議案甲第46号から議案甲第51号まで及び議案甲第57号から議案甲第59号まで、以上10議案であります。

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

議案乙第35号 平成25年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）

国松敏昭委員長

まずは議案乙第35号 平成25年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

園木一博教育部長

おはようございます。

本日御審議を賜ります教育部関係議案の概要について申し上げます。

御審議を賜りますのは、議案乙第35号 平成25年度鳥栖市一般会計補正予算(第5号)と、甲議案が9件となっております。

まず、教育部関係の補正予算の概要でございますけれども、4月の人事異動等々に伴います人件費の調整を含め、教育費全体で897万円8,000円の減額となっております。補正後の教育費総額は28億7,448万4,000円となっております。

補正の主なものとしたしましては、国の補助を受けまして小中一貫教育の調査、研究を行う小中一貫教育研究事業として99万4,000円、小・中学校の新年度の学級増に伴います施設用備品等の購入費用として520万7,000円、市制60周年記念事業として1月22日に開催されます三枝改め6代桂文枝襲名披露公演の費用として20万円、ネーミングライツ契約満了に伴いますスタジアム看板改修工事650万円となっております。

また甲議案9件のうち、議案甲第46号 鳥栖市文化会館条例の一部を改正する条例、議案甲第48号 鳥栖市定住交流センター条例の一部を改正する条例、議案甲第49号 鳥栖市都市広場条例の一部を改正する条例、議案甲第51号 鳥栖スタジアム条例の一部を改正する条例、4議案につきましては、消費税率が5%から8%に引き上げることに伴いまして、使用料等を改正するものでございます。

また議案甲第47号 鳥栖市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例及び議案甲第50号 鳥栖市体育施設条例の一部を改正する条例につきましては、消費税率の見直しに合わせまして勤労青少年ホームの利用を見直すことに伴いまして、勤労青少年ホーム多目的ホールを体育施設とするための改正でございます。

さらに議案甲第57号から59号の工事請負契約の変更につきましては、本年7月の臨時議会において議決いただきました鳥栖市学校給食センター新築工事の建築、機械設備、電気設備の工事請負契約につきまして、平成25年度公共工事設計労務単価の運用に関する特例措置に基づく変更協議による工事請負契約の変更について、市議会の議決をお願いするものでございます。

以上、概要について申し上げますけれども、それぞれの内容につきましては、各担当課長より説明させますので、どうぞよろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

それでは順次説明をさせていただきます。

国松敏昭委員長

はい、これより質疑を、じゃない執行部の説明をお願いします。

柴田昌範学校教育課長

歳入につきまして学校教育課から御説明いたします。

款15. 国庫支出金、目4. 教育費委託金、節1. 教育総務費委託金、補正額が99万4,000円です。

これは小中一貫校による多様な教育システムの調査研究事業委託金で文部科学省へ応募して研究助成金をいただく事業となっております。

以上です。

尼寺 学教育部次長兼教育総務課長

款18. 寄附金、項1. 寄附金、目1. 教育費寄附金につきましては、個人の方から育英資金にかかわる給付金として10万円、あわせて交通遺児に係る寄附金といたしまして、BS労働組合より12万4,000円をいただいているものでございます。

以上です。

石丸健一スポーツ振興課長

同じページの下をお願いいたします。予算書は30ページになります。

款19. 繰入金、項1. 基金繰入金、目6. スポーツ振興基金繰入金、節1. スポーツ振興基金繰入金25万円につきましては、スポーツ振興奨励金に充てるため基金を取り崩し、繰り入れるものでございます。

歳入については以上でございます。

尼寺 学教育部次長兼教育総務課長

歳出について御説明をさせていただきます。

ページは2ページでございます。

款10. 教育費、項1. 教育総務費、目の2、総務事務局費の節の2から節の4共済費につきましては、人事異動に伴います人件費の調整でございます。

節の7、賃金につきましては、学校用務員として旧地域財団より派遣をいただいております職員2名の人事異動に伴い、新たに臨時職員を雇用したため、賃金が不足するというところで、賃金を新たにお願いするものでございます。

節の20、扶助費につきましては、交通遺児6名に対し見舞金を支給するものでございます。

節の28、繰出金につきましては、育英資金による寄附金を基金に繰り出すものでございます。

以上でございます。

柴田昌範学校教育課長

目3. 学校教育事務局費、節2. 給料、節3. 職員手当等、節4. 共済費までは当初予算額とその後の人事異動等に伴う人件費の調整で生じた額です。

続きまして節5. 災害補償費として1万円です。災害補償費として学校図書館事務補助員が児童からかみつかれ、負傷したことによる治療費を支払ったものです。

続いて、節8. 報償費の謝金として10万円です。小中一貫校による多様な教育システムの調査研究事業委託金からの支出です。主に小中一貫教育に関連した日本語教育関係の講師謝金となっております。

節9. 旅費で57万5,000円、これも文科省研究助成金からの分でありまして、一般旅費で小中一貫教育研究会に係る講師旅費等となっております。

節11. 需用費として印刷製本費で19万9,000円です。これも研究助成金からですが、小中一貫教育研究会に係る報告資料等作成代となっております。

節18. 備品購入費、図書購読料ですが、これも研究助成金からとなっております。小中一貫教育に係る参考図書として、主に教科日本語の教科書作成に係る資料として購入するものです。

以上です。

尼寺 学教育部次長兼教育総務課長

4ページをお願いいたします。

項の2、小学校費、目の1、学校施設管理費、節の2給料から節4. 共済費につきましては、人事異動に伴います人件費の調整でございます。

以上でございます。

柴田昌範学校教育課長

目2. 学校事務管理費、節11. 需用費として60万2,000円です。消耗品費として学校給食食器等の消耗品の購入費です。平成26年度小学校学級増に係る給食消耗品となっております。

節18. 備品購入費418万4,000円です。備品購入費として机等の教室用備品等を購入するものです。

以上です。

尼寺 学教育部次長兼教育総務課長

5ページをお願いいたします。

項の3、中学校費、目の1、学校施設管理費の節の2、給料から節の4、共済費につきましては、人事異動に伴います人件費の調整でございます。

以上です。

柴田昌範学校教育課長

目2. 学校事務管理費、節18. 備品購入費として42万1,000円です。備品購入費は机等の教室用備品等ですが、鳥栖中、各1学級増を見込んでの購入費というふうになってお

ります。

以上です。

緒方心一生涯学習課長

生涯学習課から説明をさせていただきます。資料6ページをお願いいたします。

項4. 社会教育費、目1. 社会教育総務費のうち、節2. 給料から節4. 共済費につきましては、生涯学習課職員の人事異動等に伴う人件費の調整をお願いしているものでございます。

次に節23. 償還金利子及び割引料につきましては、昨年度、平成24年度佐賀県放課後子供プラン推進事業に対しまして県から平成24年度中に補助金を受け入れておりましたけれども、事業費の確定に伴う交付決定が今年度にされたことから、その差額について、還付を行うものでございます。

以上でございます。

白水隆弘文化芸術振興課長

はい、文化芸術振興課より御説明申し上げます。

資料6ページ、下段でございますけれども、目3. 図書館費につきましては、節の2から節の4につきましては、当初予算額とその後の人事異動等に伴います人件費の調整でございます。

7ページをお願いいたします。

同じく図書館費、節11. 需用費でございますけれども、このうち、光熱水費500万円、失礼しました、50万円につきましては、図書館運営にかかわります光熱水費、主に電気料金の補正をお願いしているものでございます。

その下、修繕料21万円につきましては、図書館内の児童図書エリアの畳部分の戸棚の扉が危険な状態になっておりますのでその修繕、及び非常用電源のバッテリーの修繕をお願いしているものでございます。

引き続き、目6. 文化振興費でございます。

同じく、節の2から節の4につきましては、当初予算とその後の人事異動等に伴います人件費の調整でございます。

節11. 需用費につきましては、文化会館等の運営にかかわります燃料費、主に空調用のガス代をお願いしているものでございます。

節14. 使用料及び賃借料につきましては、会場借り上げ料といたしまして、鳥栖市市制60周年記念事業にかかわります大ホール等の借上料をお願いしておるものでございます。

最下段でございますけれども、節15. 工事請負費100万円につきましては、文化会館1階北

側にごございます非常口の扉の改修工事をお願いするものでございます。

以上でございます。

石丸健一スポーツ振興課長

スポーツ振興課でございます。8ページをお願いいたします。予算書は59ページになります。

項5. 保健体育費、目1. 保健体育総務費の節2. 給料から節4. 共済費の減額につきましては、4月の人事異動に伴う調整でございます。

節8. 報償費25万円につきましては、国際大会出場者へのスポーツ振興奨励金でございます。

節25. 積立金、スポーツ振興基金積立金24万8,000円につきましては、スポーツ振興奨励金に充てる財源として積み立てを行うものでございます。

続きまして、目3. 体育施設費の節11. 需用費につきましては、北部グラウンドの2面化に伴いまして、肥料、殺菌剤、殺虫剤等の芝管理薬品及び砂、種の消耗品費250万円、電気料金やガス料金の値上げや、北部グラウンドの2面化に伴い、本年夏の暑さに対応したための水道料金など光熱水費917万7,000円の計1,167万7,000円を計上いたしております。

また、現在、スタジアムのネーミングライツスポンサーを公募しておりますけれども、新たなスポンサーが決まっておらず、ベストアメニティ株式会社との契約が本年12月までとなっておりますので、スタジアムなどに設置しておりますベストアメニティのサイン等の撤去費用として、節15. 工事請負費650万円を計上いたしております。

以上、説明を終わります。

国松敏昭委員長

執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

柴藤泰輔委員

まず2ページの、目2、節20の扶助費で、交通遺児手当、これ6名の方ということは、今までいた遺児の方ということよろしいですか。

尼寺 学教育部次長兼教育総務課長

交通遺児につきましては毎年予算をお願いしているところでございますが、今年度につきましても、昨年以前に引き続きまして、交通遺児の方に寄附金の中から見舞金を支給するものでございます。

柴藤泰輔委員

増えたってということじゃないんですよね。で、この補正された理由としてはどういった理

由ですか。

尼寺 学教育部次長兼教育総務課長

寄附金をいただいた中から、今回の見舞金として支給するための予算をお願いするものでございます。

柴藤泰輔委員

はい、わかりました。

続きまして3ページの、節5の、この災害補償費で、ちょっと予算的なもんじゃないんですけど、児童にかみつかれたって、けがはどういったぐあいだったんですか。

柴田昌範学校教育課長

これはですね、本年10月4日に起こったんですけれども、若葉小学校2年生のお子さんに腕等をかみつかれ負傷したということで、市内の病院で治療を行われまして、治療費として7,606円と調剤費2,000円ということで、激しくかみつかれたと。ちょっといろいろ問題を抱えるお子さんで、こういった事件が起こっております。

以上です。

国松敏昭委員長

まだあるんですか。

柴藤泰輔委員

7ページの節の一番上の需用費なんですけど、この非常用電源のバッテリー修繕って、これエレベーターのバッテリーか何かですか。

白水隆弘文化芸術振興課長

エレベーターではございません。施設の維持管理用の非常用の電源でございまして、空調等にかかわるものが主でございます。

補足いたしますと、空調、それから図書館内の照明、その他さまざまな誘導機器にかかわるものでございます。

柴藤泰輔委員

同じく7ページの一番下の工事請負費の、非常口の改修工事のもうちょっと詳しい内容、どういった工事されるかを教えていただいてよろしいでしょうか。

白水隆弘文化芸術振興課長

工事請負費につきましては、文化会館のロビーの北側通路に取りつけてあります非常用の扉でございますけれども、腐食等が著しいために開閉がままならない部分が出てきておりますので、これを全て取りかえるという工事でございます。

以上でございます。

国松敏昭委員長

いいですか。

柴藤泰輔委員

はい、ありがとうございました。

国松敏昭委員長

はい、ほかはございますでしょうか。

成富牧男委員

3 ページですね。3 ページ。

はい、3 ページの報償費と旅費の……

国松敏昭委員長

成富委員。ごめんなさい、ちょっとマイクを近づけて言ってください。

成富牧男委員

歳出のほうですね、3 ページ、報償費と旅費、謝金、一般旅費の内訳といたしますか、積算根拠を教えてください。

柴田昌範学校教育課長

まず報償費でございますけれども、田代中校区小中一貫教育研究会講師謝金として2万円、これは応用教育研究所の堀口先生です。

それから、12月24日に市内小中学校全員教職員集めまして行う小中一貫教育教育講演会に、野口先生の謝金といたしまして2万円、それから2月14日に行います小中一貫コーディネーター研修の講師謝金としまして2万円、これは愛知教育大の倉本先生をお呼びすることにしております。

それから、小中一貫校区别研修会講師謝金、二つの中学校校区、西中校区と鳥栖中校区ということで予定しておりますけれども、佐賀大学の光富先生に2万円ずつで合計10万円というふうになっております。

続きまして旅費でございますけれども、先進地視察ということで新発田市のほうへ日本語教育の視察に行くことにしております。

その分と、先ほどのコーディネーター研修の倉本先生の分、それから校区别研修会、光富先生の分、それから文科省のヒアリングの旅費として合計で57万5,000円ということで、上げているところです。

以上です。

成富牧男委員

わかりましたけど、ちょっと、まず確認ですけど、一般旅費は講師だけやなくて今度はこ

っちから先進地視察に行かれる分も入っているということですね。

それと、謝金のほうでいいますと、すいません最初に言われたこれは、ちょっと私気になったのは、12月24日に2万円という、2人目の分をおっしゃったでしょう。だから最初の2万円はいつ実施される分なんですかね。

柴田昌範学校教育課長

最初に申しました分は、10月25日の田代中校区小中一貫の分でございます。この研究助成金が6月に応募がありまして、最終的に決定したのが9月13日で、9月13日から3月14日までがこの契約期間となっております、本来ならば、この議会の決定を受けて支出すべきところなんですけれども、助成金をいただくということが決定した段階で、先に支出させていただいているところでございます。

以上です。

成富牧男委員

今10月と言われましたので、本来あるべき姿とは違うんじゃないかというのを指摘したいと思いますが、実態としては何か先食いか何かされたんですか、どっから。予算を。

柴田昌範学校教育課長

一応ですね、現計予算での対応ということで対応しております、この支出、きちんと歳入99万4,000円入った時点で、こちらのほうに充てようということで考えております。

園木一博教育部長

済みません、補足して御説明させていただきますけれども、この研究事業自体、文科省のほうの研究委託事業の応募がございまして、御提案させていただいて、採択の内諾はいただいて、本来9月議会に関連予算の計上をお願いしたいということで進めておったんですけれども、正式な交付決定が議会の予算計上時期に間に合わなかったというような状況ございまして、ただ委託事業でございますので、契約期間でございます。実施計画等も計上しておりますので、今12月議会に予算をお願いすることとし、それまでに実施する事業については現計予算で対応させていただき、12月いっぱい、補助いただいた金額全ての歳出経費も御計上させていただいて御審議を賜るということで、本来、予算執行の原則から申し上げますと、施越執行ということで問題があるかとも思いますけど、内容としましては、補助の採択の状況、9月議会の上程の時期等々の問題があって、こういった取り扱いをさせていただいたというのが実情でございます。

以上でございます。

成富牧男委員

金額は大きな金額ではありませんけど、今言われたような内容はやっぱ最初からですね、

説明の最初の部分で、ぜひ言ってほしかったなと思います。以上です。

続けてよろしいですか、委員長。

国松敏昭委員長

ちょっとその前に済みません、私から。

今の教育費委託金ということで、事後承認という形に理解していかどうか知りませんが、文科省のそういう中で99万4,000円補正で出し、委託金出し、受けてあります。その後、その整合性はどうなんでしょうかね。持ち出し金とかそういうのないわけですか。ちょっとそれ確認です。

園木一博教育部長

今回計上しております事業、当然、委託事業でございますので、全額国の負担ということになっております。歳入で計上させていただいております99万円4,000円の財源を使いまして、歳出に上げさせてもらっております報償費、旅費、需用費、備品購入費、総額99万4,000円の事業となっております。

そういうことから、市の一般財源等の持ち出しはございません。

国松敏昭委員長

はい、わかりました。

成富牧男委員

8ページの、目の体育施設費、節15の工事請負費、スタジアム看板取りかえ等の工事費ということですが、もう少し。ネーミングライツ、次の企業が見つからなかったから看板おろさなければならぬというのはわかりました。

国松敏昭委員長

もう少しマイクを、成富委員。

成富牧男委員

ごめんなさい。

スタジアムの看板取りかえ等工事費の、さっきの説明で概略はわかったんですけども、これ、例えば見つかったらですよ、またすぐこれは同じようにまた、同じぐらいの費用がかかるということですか。どうなりますか、今度。取りかえっていう意味が外すだけじゃいかんとすね、取りかえ。工事の中身をお願いします。

石丸健一スポーツ振興課長

今回御提案させていただいておりますものは、現在、道路案内標識に15カ所、それからスタジアム及びその周辺の表示に86カ所、計101カ所にベストアメニティもしくはBAスタジアムというような表示がなされております。

それを、もともと鳥栖スタジアムとありましたものは鳥栖スタジアムに変更、それから新たにされたものについては、撤去もしくは文字を消すというような工事を想定をいたしております。

12月31日でベストアメニティのネーミングライツの期限が切れますので、それまでに新たなスポンサー企業を見つけるように努力はしておりますけれども、現時点で御応募いただいております企業はございませんので、このままでいきますと、1月以降に改修工事の必要が出てまいるものというふうに思っております。

以上でございます。

国松敏昭委員長

よろしいですか。（「じゃ見つかったらまた、同じようなぐらいの……」と呼ぶ者あり）

国松敏昭委員長

手を挙げて発言をしてください。

成富牧男委員

今の私の尋ねたもう一つのことについてお答え願いたいんですが、見つかったらまた同じぐらいの費用がかかると、もし一回この工事を、やむなくやらざるを得なくなると、12月31日まで見つからなくてっていうことですかね。

石丸健一スポーツ振興課長

実際工事に取りかかりますのは、議決をいただいてから、それから入札の準備を行うという形になりますので、実際工事としては、2月いっぱいかかるのではないかと、1月中にできるということではなくて、遅くても開幕前には終わらせたいと、2月の中旬ぐらいには終わらせたいというふうには思っておりますけど、その間に新たなスポンサーさんが見つかる場合もあるかと思えます。

その場合は、まだ工事を施工してない場合は、新たなスポンサー名に変わると、実際執行しないということもあり得るというふうに思っております。

また、新たな企業さんが見つかった場合は、ネーミングライツ料の20%相当を今日までは補助金として、看板設置の補助金として、企業さんのほうにお渡してしますので、その分の費用は発生するということになります。

以上でございます。

成富牧男委員

わかりました。ネーミングライツ料だけの問題じゃないということがよくわかりました。

以上です。

国松敏昭委員長

国松敏昭委員長

はい、執行部の説明終わりました。

これより質疑を、一括質疑を行います。(発言する者あり) 違う。ああ失礼。まだ説明あるね。失礼しました。

石丸健一スポーツ振興課長

議案甲第51号 鳥栖スタジアム条例の一部を改正する条例、議案書は50ページでございます。

本件につきましても、平成26年4月1日の消費税及び地方消費税の税率の改正に伴い、鳥栖スタジアム条例の一部を改正するものでございます。

以上でございます。

国松敏昭委員長

以上ですね。よかですね、はい。執行部の説明が終わりました。

これより一括質疑を行います。

成富牧男委員

まず消費税、消費税に伴う、理由は消費税及び地方消費税の税率の改正に伴い云々ということ、その分だと思えますけども、ちょっと確認したいんですが、一般的に地方自治体が消費税の納税者となるのは、上下水道、病院など公営企業分というふうに理解をしております。一般会計分は、などについてはですね、特に、市民課の窓口などの手数料はもともと課税対象になってないということですよ。

しかし、一般会計に係る業務として行う事業は、いわゆる課税対象にはなるわけですね。しかし、消費税を納める必要はないのではないかというふうに理解しておりますけど、いかがでしょうか。

そこちょっと確認させてください。

園木一博教育部長

消費税につきましては、地方公共団体の一般会計については納税事業者とはなり得ません。

先ほど議員御指摘がありましたように、地方公共団体でも企業経営——水道事業、下水道事業等公営企業等については納税事業者という形になりますけれども、一般会計については納税事業者にならないというのは御指摘のとおりでございます。

国松敏昭委員長

よろしいですか。

成富牧男委員

そうなるそうですね、例えば一つの道として、選択として、例えば使用料の本体分を3%分

下げて、それに3%上乗せして、現状維持っていう考え方もあるということによろしいんですか。

園木一博教育部長

今回の国の消費税の改定に伴い、消費税総額、消費税及び地方消費税含めまして5%が8%に改定がなされております。

これに関しまして、国のほうより公共料金等の改定については、税の負担の円滑な、適正な転嫁を基本として処置を行う旨の通知等も行われております。

それを受けまして、本市におきまして、この消費税の取り扱い、原価の見直しを行わず適正な税率の引き上げ分を転嫁するということが方針決定に基づきまして、今回関連条例の上程をさせていただいたという状況でございます。

成富牧男委員

だから、さっき言ったように、使用料の本体、課税、消費税を3%分を転嫁しない、使用料に上乗せをしないままでいいということはないけれども、ないけれどもですよ、本体を下げて、さっき私が言ったような形で、結果、今までどおりにすることは別に法律に触れていないと思うんですがいかがでしょうか。

園木一博教育部長

当然、今回改定しております使用料等につきましては、消費税が5%から8%に税率が改定されております。当然使用料は課税対象になります。

そうなりますと、御指摘の3%、本来利用者が負担すべき消費税増額分3%がかかるわけですので、これを原価をその分3%仮に引くといたしますと、利用者が負担すべきその3%を税で埋めるという形になりますので、本来利用の対価として支払うべき使用料に転嫁すべき税を利用者から御負担いただくという原則に基づいて、今回、そのまま転嫁させていただいたということでございます。

国松敏昭委員長

よろしいですか。

成富牧男委員

今のはですね、ちょっと納得いきません。

結局、要は、行政側の選択として利用料金を下げるという選択をすることはあり得るわけですから、今は一般的には値上げが普通でしょうけど、下げることも可能なわけですから、今の部長の説明はちょっと納得いかないんですけど。

それで3%上げることによってですね、この関連の使用料関係で増収、どれぐらいふえるんですか。

園木一博教育部長

これはあくまで、試算という形でしかございませんけれども、おおむね、当然財政当局の分掌になりますので私がお答えするのはいかがなものかとは思いますが、聞き及んでおる話でいきますと、転嫁に基づいて年額840万円程度の増額になると、料金改定に伴ってということで聞き及んでいるところでございます。

成富牧男委員

ちょっと今の、聞き及んでるじゃだめだと思います。

私が申し上げてるのはですね、ここに使用料、今は議案で出てる分ですから、当然、それぞれ転嫁した分でどれぐらい上がるかっていうのは所管としてきちとつかんでおく必要があると思います。

例えば、平成25年度当初予算、当初予算に対応した形ででも何か資料があれば、お願いします。

白水隆弘文化芸術振興課長

文化芸術振興課所管の文化会館、サンメッセ鳥栖及び都市広場につきまして、財政的影響ということで、数字を算出したしております分につきまして御説明を申し上げます。

これは平成24年度の歳入歳出に関しまして、税を転嫁すればどのような状況になるかということを試して算出したものでございます。

市民文化会館につきましては、利用料年額約59万円、サンメッセ鳥栖につきましては86万円、都市広場につきましては2万1,000円の、おのおの増収という算出をいたしております。

しかしながらそれに伴いますさまざまな歳出分ですね、例えば維持管理に必要なもの、光熱水費等が主なものでございますけれども、その分がなおかつまた、文化会館につきましては180万円程度、それから、サンメッセ鳥栖、都市広場につきましては合わせまして200万円弱の歳出、歳出が増額ということが見込まれる試算をいたしておるところでございます。

文化芸術振興課関係につきましては以上でございます。

石丸健一スポーツ振興課長

スポーツ振興課所管の主なものといまして、まず、スタジアムでございますけれども、スタジアムにつきましては約100万円ほど増加をいたします。

あと主なものといましては、市民プールが約14万円ほどで、合計で体育施設につきましては、約170万円ほど消費税が、消費税分が増加するものというふうに見込みを立てております。

また、歳出につきましては管理費の合計等から約1,400万円ほど、歳出のほうは消費税が3%上がることによって、費用が負担するものというふうに見込みをいたしております。

以上でございます。

成富牧男委員

ありがとうございました。

今のでわかりましたが、金額的には3%分って、これぐらいって言うていいのか、これぐらいですよ。だから、4月1日から結局消費税はこの公共料金だけやないわけですよ、全てにかかっていくわけでしょ。

そういう中で、最初確認しましたけども、法令に違反しないのであれば、私としては、やっぱり積極的にですね——私が調べたところでも幾つかの自治体で12月議会終わった時点で、全国ではかなりの数になると思いますけど、見た目として据え置きの使用料が見受けられません。ですから、そういう選択もあってよかったのかなと。

それと先ほどいろいろ、いやばってんこういうふうに消費税はそれぞれかかってくるから支出のほうもふえるんですよっていうお話もありました。それはわかります。

だけど、それについてはですよ、消費税ができるときに、地方消費税は、そういう地方財源に資するためっていう、国の説明もあってると思うんですね。

だからそれはそちらのほうで、多分そっちのほうが大きいと思いますから、いろいろ今言われた、全庁的に出す新たに含まれる委託料にとか、いろいろ出てくる費用というのは当然出てくるのはわかっております。

だけど、それをさらに上回る消費税増税分が出てくると、地方消費税から回ってくる分が出てくるとしますので、私は使用料を据え置くべきではなかったかということをちょっと自分の意見として申し上げて、質問終わります。

国松敏昭委員長

ほかはございますでしょうか。

中村直人委員

ただいまの議案に対してですね、消費税関係で今の政府は来年4月から行いたいという意思表示をしとるぐらいで、政府の中で決定しておりますけれども、閣議決定はしておりますけれども、最終的にはまだやってないんですよ。きのう県議会終わりましたけれども、県議会もまだやってないんですよ。なぜこの12月にやらなければいけなかったのかというのが一つ。

それから使用料、手数料というのをそれぞれの地方自治体でいろいろなこと考えながら、自由に決定はあるわけですよ。ですから、その消費税上がったからどうだということやなくして、この使用料の問題っていうのはもう地方自治体のそれぞれの考え方によって決定していいわけですので、それに対する管理費ちゅうのは当然のことですから、今までもやって

るわけですね。

ですから、子供たちから大人までいっぱい使うんですけれども、体育施設やいろいろな面、公共施設やらですね。その課税対象っていうのをいっぱい——まだ今国会でもいろんな事、物品課税ずっと、何にどれだけかけようとか、課税対象の見解がまだまちまちなんですよ。先送りしようともしてらんですよ。

ですから、この子供たちが使う分に対してはどうするのかとか、じゃあ、ある程度、お金をもらっている勤労者たちが使う場合についてはどうするとか、やっぱりそういった裁量ちゅうのが必要じゃないかなっていう気もしたんですけども、そこら辺の考えがあるのかどうなのか。

ですから、1点は12月になぜせざるを得なかったのが1点と、それからやはりそういった課税対象枠というか、そういったものの検討はされたのかどうなのか。

そういった点、2点についてちょっとお尋ねをしておきたいと思います。

園木一博教育部長

まず今12月議会に消費税関連議案の条例改正の議案を御提案させていただいたというのは、1点はやはり周知、広報、そういった市民、御利用いただく方々に十分に料金改定について、広報等周知等を行う期間が一定必要だという判断のもとで、今12月議会にお願いしたというのが一点でございます。

それと、先ほど中村委員のほうから御指摘がございましたように、いろんな配慮があるべきではないのかという御指摘だと思いますけれども、今回の改定にあたりましては、まず国のほうからの適正な転嫁を基本に措置を行う旨の依頼があったこと、これを受けまして、市として協議したところ、協議した中では、原価の見直しを行わず、方針的には3%の増額分を転嫁するというので、関係する条例等の改正の改訂方針として決定した経緯がございますので、その方針に基づいて改正をさせていただいたという状況でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

中村直人委員

周知徹底で言うけれども、もうほぼ国民は来年4月から値上げはされるんだなというのは、およそ腹の中では決めてると思うんですよ。

3月議会にしても、じゃあ鳥栖はこれだけ上がるんだなというのは、それは今決定しなくても、文書などで値上げをしていく予定でありますというふうなことを周知徹底はできるわけですよ。

そして最終的なこの使用料、料金の問題点については、これだけになりますというのは、3月議会でやっても4月からの異動ちゅうのは当然できるはずなんです。

ですから、まず、決定をしておいてやるというのは、余りよくないと。だから、その前のやはり消費税を鳥栖市としても取っていきたいというニュアンスでものを言っておいて、3月議会でやりますからと、その文書で通達するのもこれは周知徹底の一つだと思うんですよ。

ですからこの議案を出して決定して、はい決まりました。決まったことが周知徹底なのかどうかと言わざるを得ませんけれども、どうもそういうふうなことが今多いんですよ。県のこと言うといかんけど、あの高校のパソコンだってそう。決定して今説明会。逆なんです。説明会をして、ある程度周知徹底をしたところでこういうふうにこのくらいでお願いしますと、こういうのが本当だろうと思うんだけど、逆な、「決めました、お願いします」、これじゃ周知徹底やないと思うんですね。

ですから、そこら辺のやり方問題としては、やはり再考してほしいというのが僕としては要望しておきますけれども。

それから、やはり大変厳しい状況の中で消費税上がっていくわけですので、またその次の10%が予定をされておるわけですから、大変負担が多くなるわけですね。そうすると使用する側にもやっぱり応分の負担をしなくちゃいけないというのを今言われてますけれども、じゃあそれに見合う何かの見返りがありますかということになってくるわけですね。

当然国も今5.5兆円ぐらい要りますからということで、そのマイナス分穴埋めするために今こうやってるわけですよ。前倒しでいろんなことをやりますということ。

じゃあ、今は840万円ぐらいの増になりますからと、おおむねですね、言われたんですけども、じゃあその分の利用者に対する還元というのは何かされてますかこうなってくるわけですよ。

そこら辺の考え方はあるのかどうなのか、お尋ねをしておきたいと思います。

国松敏昭委員長

答弁、はい教育部長。

園木一博教育部長

今回の消費税改定については、社会保障と税の一体改革の中から、国のほうで方針決定がなされたものと認識いたしております。

先ほど、各施設の料金改定に伴う消費税の増額に伴う使用料の増額等の御報告もさせていただきまして、全体的には840万円程度だろうという見通しもございます。

あわせて成富議員からも御指摘ありましたように、地方消費税というのが当然増額されて、鳥栖市の一般財源として入ってくるわけでございますけれども、こういったものというのは、施設の使用料については、使用にかかる経費に特定財源として充てますので、その財源として宛てがうわけでございますけれども、基本的には施設運営に伴う経費にも消費税が転嫁さ

れております。

先ほど御報告させていただいたように支出のほうの税額の改定に伴う費用負担のほうが大きくなっておりますので、消費税改定によって得ましたこの使用料の増額分については、その財源として充てさせていただくと。また地方消費税については、社会保障と税の一体改革の中での改革という認識をいたしておりますので、今後は社会保障を含めたところの市の財源の一部と、一般財源の一部という認識をいたしております、市の政策経費として、投下されるものだという認識をいたしておるところでございます。

以上でございます。

中村直人委員

それでは、今言われるように、体育施設とかいろんな、この限定してるわけですね、使用するところが。それが一般的な財源として戻ってきて、何に使われるかわからんと。こういうことじゃ、やはり目的的な税として行うべきじゃないかというのが考え方なんです。そこで、利用者にそこの負担をしてもらうなら、そこに還元をすると、目的を持った消費税にある程度なしていかざるを得ないのじゃないかと。

じゃあ上がった分が違うところにも一般財源化されて、何に使ってるかわからんと。税と社会保障一体、大体消費税ていうのはいろんなことで繰り返すのは社会保障に使いたいから、その財源がないので上げてくださいというのが一般的には多いんだけど、じゃあ何に使われているかわからんとというのが、現実でしょう。

ですから、やっぱりそういった面ですればそこで上がった分についてはそこで還元をしますよということになればわかりやすいんですよ。利用者的には。

ですからそういったものを含めたところですね、やはり検討はされなくちゃいけないんじゃないかということを申し上げて、この件については終わりたいと思います。

国松敏昭委員長

答弁はよろしいですね。

下田 寛委員

すいません、今の関連してお伺いしたいんですけども、公共施設においてですね、使用料は、市内と市外で分かれていたりとか、そういったものがあると思うんですけど、この辺は、今後もその、まずどういった基準で市内と市外分けているのか、今後どういうふうに整理していくのかと、そういうことまで聞けたらありがたいんですが。

石丸健一スポーツ振興課長

まず体育施設につきましては、今おっしゃったように市内、市外の料金設定がございます。

これは一つは、市民の方、鳥栖市の施設でございますので、市民の方を優先すると。それ

からもう一つは、利用がですね、利用をちょっと市外の方制限するという意味もあって、料金を約倍の料金に設定をさせていただいております。

ただ、最近では市内・市外料金がない自治体、周辺の自治体もございますけれども、鳥栖市においては、特によそからの申請が非常に多うございますので、今申し上げた一つの制限と、鳥栖市民の方がより利用できるようなという考え方のもとに、体育施設についてはそういう料金設定をさせていただいております。

以上でございます。

下田 寛委員

それは今後についても、そういった方針でずっといくという形なんでしょうか。

石丸健一スポーツ振興課長

現段階においてはそうでございます。

ただ近隣のみやき町、それから基山町、上峰町等で市外料金を市民扱いとして、市内料金で利用するというような検討会議は、現在、継続的に行っております。

以上でございます。

国松敏昭委員長

はい、いいですか。

はい、まだありますか。質問ありますか。（「質問はないです。今後……」と呼ぶ者あり）

国松敏昭委員長

手を挙げて。はいどうぞ。

下田 寛委員

どちらがいいのかはちょっと検討していただかなければいけないと思うんですけども、より使いやすい体系でですね、お願いできればと思います。

以上です。

国松敏昭委員長

ほかはございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

はい、よければ質疑を終わります。



国松敏昭委員長

次に入りますが、ここで暫時休憩を行いたいと思います。

午前11時休憩

oo

午前11時11分開議

国松敏昭委員長

再開します。

oo

議案甲第47号 鳥栖市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例

国松敏昭委員長

次に勤労青少年ホーム多目的ホールの体育施設への移管を初め、施設利用の見直しを内容とする議案甲第47号 鳥栖市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

緒方心一生涯学習課長

生涯学習課から議案について説明をさせていただきます。議案書の36ページをお願いいたします。

議案甲第47号 鳥栖市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

本件につきましては、利用実態に対応した施設としての活用を図るため、使用者の範囲と使用料の見直しを行い、あわせて多目的ホールを体育施設の一部とするため、勤労青少年ホーム条例の一部を改正するものでございます。

改正内容といたしましては、この条例で規定しております勤労青少年ホーム多目的ホールに関する部分を削除いたしまして、使用者の範囲を30歳未満から35歳未満までに拡大をいたしております。

また、勤労青少年以外の者がホームを使用する場合の使用料について、同規模、同機能を有するまちづくり推進センターの使用料を準用し、全室同額、時間単位の使用料設定から部

屋別の1時間当たりの使用料に改正するものでございます。

以上簡単ではございますけど、説明のほうを終わります。

国松敏昭委員長

執行部の説明終わりました。

これより質疑を行います。

成富牧男委員

済みません、これ念のための確認ですけど今の理由によれば、これは消費税に伴うものではないということ、もう提案理由のとおりでいいんですね。

緒方心一生涯学習課長

料金の設定につきまして、時間単位の使用料から1時間当たりの使用料に改正をいたしておりますが、その際にスポーツ施設につきましては、現在の午前8時から午後8時までの12時間の単価、時間単位で設定をしております。こちらの分を時間単価に割り返して計算しておりますので、その際に、消費税分についても引き直しをしている部分はございます。

以上でございます。

国松敏昭委員長

はい、よろしいですか、今の説明で。

ほかはございますでしょうか。

下田 寛委員

ちょっと確認というか、なんですけれど、これ要するに消費税が上がるから支出がふえると、全体的に見てですよ。だから、料金体系も見直さなければいけないということなんで、要はこれ、国として消費税が上がるから鳥栖市としても一律で消費税分を使用料に当てはめるといふよりは、消費税分が上がるから支出もふえるのでそのために、料金体系を見直すというような認識じゃないのかなと思うんですけど、そういう整理でいいんでしょうかね、理解で。

園木一博教育部長

今回、甲議案で条例改正上げさせてもらってます。

当然、今回、今御審議賜ってます47号の勤労青少年ホーム条例も、料金については消費税の分は転嫁させていただいたところで改正をさせてもらってます。

御指摘がありますように、消費税については全ての課税、費用については、今回、5%から8%になります。当然公共料金についても消費税がかかりますので改正をさせてもらっておりますが、当然その施設の使用料については、その施設を運営するための費用が市としても当然歳出のほうで計上させていただいておりますけど、光熱水費、公共料金等も含めまし

て、すべての経費に消費税が転嫁をされております。

当然、先ほど数字の御報告をさせていただきましたように、施設運営経費についても税が全部転嫁されておりますので、次年度の見込みでいきますと、消費税関連で費用の増額が見込まれております。

この使用料については、そういった費用の財源として充てるために使用料というのも特定財源という位置づけをいたしておりますので、あわせまして使用料についても、税の転嫁をさせていただいたということでございます。

国松敏昭委員長

いいですか。

下田 寛委員

はい、ありがとうございます。

なので一律8%に上がるから、じゃあ公共料金も上げましょうという、使用料も上げましょうというよりは支出の分もふえるんでこちらのほうも見直しをして、その支出の部分を何とか補っていかねばいけない、というような認識ということで、理解をさせていただきます。

国松敏昭委員長

ほかはございますでしょうか。

[発言する者なし]

はい、質疑を終わります。



議案甲第50号鳥栖市体育施設条例の一部を改正する条例

国松敏昭委員長

次に、消費税改正に伴う使用料改正及び勤労青少年ホーム多目的ホールの体育施設への移管を内容とする議案甲第50号 鳥栖市体育施設条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

石丸健一スポーツ振興課長

議案甲第50号 鳥栖市体育施設条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。議案書は43ページでございます。

に発注した工事でありまして、本市教育委員会の場合では鳥栖市学校給食センター建設工事が該当いたすところでございます。

本市といたしましては、国・県からの要請を踏まえ、入札事務改善検討委員会において技能労働者の適切な賃金水準を確保をする必要があると判断いたしまして、この特例措置を講ずるものとしたので、今回増額のための契約変更をお願いするものでございます。

議案甲57号、これは建築工事でございますが、770万400円の増、議案甲58号につきましては、これは機械設備工事でございますが、420万7,680円の増、議案甲59号、電気設備工事につきましては、315万1,440円の増というふうになるものでございます。

以上でございます。

国松敏昭委員長

はい、執行部の説明が終わりました。

これより、一括質疑を行います。

成富牧男委員

お尋ねします。

一つは特例措置、特例措置っていうのを、いつやるっていうのは、いつから、いつごろこの特例措置で、この15.1%先ほど言われましたけどその数字が、わかって、予定されて、その数字が発表されるのはいつだったのでしょうか。

それから、その前に、特例措置っていうのが、国から、国のほうで決められたのはいつだったのでしょうか。

要は、これって何か私は全然、委員会では言われたのかもしれませんが、もう一度そういう特例措置っちゅうのがあるんで、この契約は、いずれ変更契約が出てきますっていうような話はほとんどなかったんですか。なかったんですが、そこんところは、どうなんですか。委員会では少なくとも言われてたんですかね。それともひょこっとわかったのか。

以上。

園木一博教育部長

今回の労務単価の見直しについては、国のほうで毎年10月に各種労務単価を含めた建設単価の調査、実態調査等を行い、次年度の公共料金の単価の決定をなされております。平成25年度の単価の決定の際、平均で労務単価15.1%の増額になると。

この影響としては、一つは東北の震災の影響と、やはり建築関係の人材の確保に困難されると、一部東北の事案では実例としては20%以上労務単価が上がっているという状況もございました。

東北のほうでは、現実的に入札ができない、不調に終わるといようなことから、意図的

に労務単価を上昇した上で再入札というような事例も、昨年の国の調査等から出てきております。

こういった状況を受けまして、国のほうが平成25年度の公共料金の単価を決定した際に、各種都道府県、関係団体、業界団体含めて、特に国のほうは4月8日時点で、こういった特例を国が行うと、あわせて都道府県で市町村においても、特例措置を行う旨の通知がなされております。

今回、私どもの給食センター工事につきましては、6月の20日の日に現場説明会を実施いたしております。現場説明会を実施する上で、予定単価等の協議を行う際に、平成25年度の労務単価、これは県のほうの単価を使わせていただいておりますけれども、この県の建設単価自体が6月1日、要は国の単価の改定を受けまして、県のほうが、独自の県の佐賀県単価というのを持っておりますけれども、単価の見直しを行われて、6月1日に平成25年度の単価決定がいたしております。

そういったことから、給食センター工事に関しては、新しい新年度の単価を利用するには時間的に難しい部分がありましたので、平成24年度の単価で設計をし、予定価格等設定して入札を行ったという状況がございます。

その後国の指導、また県、佐賀県においてもこの特例措置を利用するという方針が決定をなされましたものですから、それを受けまして、市の入札指名委員会等の中の審議の中で、鳥栖市においても国・県に準じ、特に建設業界等の賃金ベースを上げるという国の施策も含めたところでの状況があったものですから、適用しようということで、特例措置を利用して、該当する工事等について、協議を行ったところでございます。

その協議を行って、最終的に変更申し入れがありましたものですから、それを踏まえまして設計協議を行い、業者との協議を行って、今回契約変更をお願いするという事案になったという状況でございます。

成富牧男委員

済みません、正直言ってちょっとわからないところがあるんでお尋ねしたいんですが、労務単価の改定というか改正ちゅうのは毎年あってるということですね、前提が。

今回特例措置というのが出たということで、ちょっとお尋ねですけど、経緯、最後のほうがわからなかったんですけど、契約時は、そしたら、これまでどおりの、特例措置じゃないというか、どう、その、契約時ですね、本契約時は、お互いの、その時はまだそういう意思を表明する段階じゃなかったちゅうことで、その後内部で協議して、向こうから申し入れがあったとか言われなかったですかね、さっき。向こうちゅうのは業者さんのほうから。

そこら辺の、もうちょっと詳しく。

園木一博教育部長

まず予定価格設定については、本市の場合、給食センター工事に関連する分については、平成24年度単価で予定価格を設定をして入札を執行いたしております。

その後、検討委員会の中でこの特例措置を適用する、この特例措置というのは、要は平成25年度4月以降に契約した工事関係で、その根拠となる設計単価が平成24年度の単価を利用している工事については平成25年度単価で、再度契約をし直すようにというという特例措置でございます。

それを、まずは、市側から業者側にこの特例を受けられますか受けられませんかという、市側から申し入れを、要は協議をさせていただいて、請負業者のほうから、その特例措置を受けたい旨の申し出があったものですから、協議をして、最終的にこの額を変更契約という形で今回お願いしているという状況です。

国松敏昭委員長

よろしいですか。

成富牧男委員

はい、よくわかりました。

国松敏昭委員長

ほかはございますでしょうか。

成富牧男委員

関連で質問したいんですが、だめなときはだめと言ってください。センターに関連してですね。

一つはいわゆる今の給食センターの進捗状況をソフト面、施設面、いわゆるハードの部分と施設整備の分と、ソフト面といいますか、いわゆるセンター開始時の職員数をどういうふうに見込んであるのかですね。

それともう一つ、いろいろ言いたいんですけど、もう一つは、食材納入業者さんとの話し合いをされるということですけど、それが今現在どうなっているのか。

その、細かくいろいろ聞きたいんですけど、とりあえず今回はその2点についてお尋ねをします。

国松敏昭委員長

ちょっと、議案外の問題も入っているかと私は認識しておりますが、その辺も踏まえて、どこまで答弁できるか。

園木一博教育部長

この工事につきましては、契約以降今現在、工程会議等で協議を進めながら、工期内完了

を目指し、事業進めているところでございます。

またセンターの運用開始予定を平成26年9月からからということで計画をいたしておりまして、運営に係る運営体制、先ほど御指摘ありました食材の調達等も含め、今現在協議を進めているところでございます。

基本的には現行の直営方式で運営をすることといたしておりますので、職員の配置状況については現在、るる協議を進めさせていただいている状況でございます。

食材については、まずは商工会議所さんからの今までの学校給食を支えていただいた食材納入業者さんたちへの御配慮をいただきたい旨の要望が出ておりまして、先般から関係する事業者の方々からも、個別に要望も御いただきをしている状況でございます。

含めまして、納入業者さんに市が納入に当たっての一定のルールを明確にすべき必要がございますので、その調整を今進めているところでございまして、その意見等についても、納入業者さんからも御意見等も頂戴しながら、納入ルール等も含めながら、基本的には市内の今まで学校給食を支えていただいた納入事業者さんの方々については、一定のルールは、どうしてもセンター運営上必要な部分のルールというのは、遵守いただく形になりますけれども、市のほうからその事業者さんの方々を除外する考えは持っておりませんので、今までどおり、納入ルールに基づいて納入いただける事業者さんについては今後も学校給食の支えをしていただきたいという考え方で、今協議等を調整等も含めまして進めているような状況でございます。

以上、御報告とします。

成富牧男委員

私が何でもこういう質問するのちゅうのは、幾ら建物が立派なものが、これ、建築工事ですけど、できてもですね、その運用次第では宝の持ちぐされになってしまうし、場合によっては、同じか、もったいないという話にもなるので、こういうふうにお尋ねしております。

それで、あとはきょうは要望にしておきますが、何でも健員、保健員っていうんですね、ここは。調理員さんの人数を、のこを聞いたかという、これまでの一般質問の回答でいうと30人から50人ということ、今でもそれですよ。

だから、嘱託職員さんにとってはですね、前も言ったように、昔のごとですね、御主人のとか、とにかく補助的な収入を得るってところから、もう自分も立派な働いて、収入元、収入を、家計を支えないかんということで来てある方がほとんど、それはもう私が言わんでもわかってあると思いますけど、その人たちにとって、1年更新1年更新でしょ、嘱託は基本的に。そしたらまじめに考えてあるわけですよ、1年更新ということ。

国松敏昭委員長

また現在緑地となっております丘陵部分を造成することには、史跡周辺の環境を保護する観点から課題もあるものと考えております。

ただ、山浦パーキングエリアを利用する人たちに勝尾城筑紫氏遺跡を紹介することができれば、史跡の認知度の向上につながることから、現在進めております葛籠城地区の整備完成に合わせて、パーキングエリア内の史跡案内板等の設置についても、史跡を広く紹介する方策の一つとして考えてまいりたいと思っております。

将来的な課題としております本格的なガイダンス施設は、整備基本計画で示された惣構え、空堀等地区の市有地が利便性が高く、最も適当ではないかというふうに考えておるところでございます。

次に、移転後の資料展示室の運営のために入管者を置き、自由に閲覧できる体制にしてほしいとの御要望でございます。

現在、牛原町文化財整理室の展示室の見学につきましては、事前に文化財担当へ連絡をいただければ説明はさせていただいておりますけれども、また、直接お見えになられた方についても連絡をいただくように、入り口に案内対応させていただいております。

続きまして、勝尾城登山道（遊歩道ルート）の改修工事についてでございます。

閉鎖されている遊歩道は、地形、勾配から従来、女性や子供たちが登れる登山道として利用されていた、このことから、土砂崩れ及び山道の改修整備を早急に対応してほしいとの御要望でございます。

この担当部署につきましては、商工振興課というふうになっておりますけれども、今回の要望が勝尾城筑紫氏遺跡を多くの方々に関心を持っていただき、見学会や登山などに来てほしい、知ってほしいとの趣旨でございまして、観光施設を有効活用することで、史跡の活用を図っていくことから、今後も商工振興課と連携してまいりたいというふうに考えております。

続きまして、勝尾城城山エレジイの歌碑とオートサウンドシステム設置の御提案でございます。

勝尾城地区の公有化を伴う本格整備事業につきましては、本年3月に策定いたしました史跡勝尾城筑紫氏遺跡整備基本計画において、中長期的事業と位置づけをいたしております。

しかしながら、この中長期的な史跡整備計画の対象地区につきましても、本格的な整備事業と並行して伐採や下草刈りなど、日常的な保全管理に加えまして、説明板等のサインの充実、簡易な散策路の整備などを進め、来訪者の便宜を図っていくことといたしております。

勝尾城跡地区におきましても、平成26年度に予定しております広域林道の供用を契機として、来訪者の増加が見込まれることから、案内表示や説明欄等を随時整えてまいりたいと考

えております。

御提案がございましたオートサウンドシステム装置を搭載した歌碑などの設置を検討することについては、来訪者の便宜を図るという意味で一つの方法であるかと思えますけれども、国指定史跡内にあることから、設置に際しましては、遺構に影響がないようにするなど、史跡や景観に配慮したデザインや内容が求められることとなります。

以上、簡単ではございますけれども、御説明のほうを終わらせていただきます。

国松敏昭委員長

執行部から見解を伺いましたが、委員の皆様からの御質疑、御意見があればお受けいたします。

[発言する者なし]

なければ、ちょっと私からですが、この国指定の史跡勝尾城筑紫氏の遺跡でございますが、現在、国からの当然補助が、国史跡でございますので、あると思えますが、その辺はどういうふうに、連携というか国のそういう指導とかもしくは援助のもとで進められているのが、国との関係がどういう関係になっているのか、その状況わかればここで、お願いします。

緒方心一生涯学習課長

現在史跡内の葛籠城地区におきまして、短期的計画ということで、公有化事業を進めておるところでございますが、この公有化の買い上げに伴う補助金といたしまして、国、それから県のほうから補助金をいただいております、補助事業といたしまして、補助金をいただいております。

国松敏昭委員長

再度質問しますが、最後は、そしたら単年度とかそういう長期的に何かそういう補助制度のもとで、市と、市の中で、その辺はどういうふうに進められているのかなと思って。

単年度だけ一括してもらおうのか、もしくは、長期史跡を整備するための何かそういう手だてがあるのか。

質問がわかりますか、趣旨は。

緒方心一生涯学習課長

補助事業につきましては単年度ごとの申請となりますけれども、先ほど申しました史跡勝尾城筑紫氏遺跡整備基本計画につきましても、文化庁のほうの採択をいただいておりますので、この基本計画に基づきまして、今後事業については進めていきたいというふうに考えているところでございます。

国松敏昭委員長

では、再度お話ししますが、そしたら今要望が出されてるところは、国の補助事業の中で

きるのか、もしくは単独でそういう予算づけもしくは何か方向性を出さんとできないのか。

その辺も踏まえてわかれば。

園木一博教育部長

先ほど課長申し上げましたように、整備基本計画については文化庁の承認を得ましたので、この整備計画に基づいて、年次的に整備をすることにいたしております。

基本的にまず短期計画、中期計画、長期計画ということで大きく三つに分類をいたしております。短期計画の中が現在進めております葛籠城地区の整備を進めると。まずもって今進めてるのは公有化事業ということで、その史跡用地を公有化していくということで国の補助事業にのっとり事業を進めております。

御指摘がございました、ガイダンス施設等につきましては、長期計画の中に位置づけておりました。現在の整備計画で申し上げますと、平成40年以降の計画という位置づけになっております。

これについても、当然都度都度状況に応じながら、県または文化庁と協議を重ねながら、整備計画の見直し等が必要になれば、そういった協議も含めた、計画の推進になっていくものというふうに認識しているところです。

国松敏昭委員長

はい、説明受けましたが、ちょっとなかなか整理できませんし、何か今後のそういう勝尾城の整備に当たってのスケジュールもしくは計画資料として提出できれば、委員長として、資料提出をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

園木一博教育部長

2013年ということで、正式に文化庁の御承認いただきました史跡勝尾城筑紫氏遺跡整備基本計画という計画書がございますので……

国松敏昭委員長

あれは全員もろうたかな。

園木一博教育部長

策定時に、各議員さんのほうに配付をさせていただいております。

この計画の70ページに、大きな年次計画のメニュー等も掲示をさせていただいております。

先ほど申し上げましたように短期計画で、葛籠城地区の公有化、現状調査、発掘調査等を進め、これを平成31年まで、また筑紫氏館跡についてが平成28年度から公有化、勝尾城跡につきましては平成30年から公有化という計画をいたしております。

また、サイン、ガイダンス等については長期計画等で位置づけておりました。先ほど申し上げましたように平成40年度以降の長期計画で位置づけをさせていただいていると、いう状

況でございます。

国松敏昭委員長

既に配付させていただいてる中に全部網羅されてると理解していいですね。(発言する者あり) はい。了解しました。

御意見ありますでしょうか。

下田 寛委員

質問なんですけれど、私自身もこういった史跡を何とかこう鳥栖の一つのブランドとして、鳥栖内外の人が認知してもらったら、非常に興味深いものになっていくだろうなという期待はしているんですけれど、例えば、今この勝尾城を活用した、イベントを市民の人が自主的にやってくださってることとかは今あるんでしょうか。

久山高史生涯学習課文化財係長

具体的に申し上げますと、見学会、史跡見学会というのを年2回行っておりまして、春については市の直営ですが、秋のほうは市民の方からも、特に地元の方々を中心に実行委員会を組織いたしまして、そちらのほうで行っております。

下田 寛委員

わかりました。

今後ですよ、やっぱりその行政がある程度主導することは大切なことだとは思いますが、ある意味限界があるし、行政、なんかやってくれよってなってしまうと、行政が動かないと何も動かなくなってしまう。これはいろんな部分であると思うんですが、ですので、市民の人たちが自由にこの筑紫氏を活用したようなイベントを打てるような環境整備していくことも非常に大切なんじゃないかなというふうに思います。

ですので、そういったことも踏まえてですね、私も応援をしていきたいと思っているんですけれど、またそういった形でも、市民の活力をいかに活用していくのかという視点で、制度の設計等より充実していただけると今後の活動につながっていくんじゃないかなというような気もしておりますので、これ要望としてお伝えをさせていただきます。

以上です。

国松敏昭委員長

ほかにありますでしょうか。

成富牧男委員

今言われた中で2番目の要望、遊歩道ルート of 改修工事の話ですけどね、四、五年できてないということですかね。「閉鎖されている遊歩道(4~5年)」。

これって、理由、何ですかねということと、そこに写真、陳情書に写真が載ってますが、

「この先工事につき通行は御遠慮ください」って、これ何か工事され、これは何の工事。まさかずっとダミーでこれ置いてあるんじゃないと思いますけど、そこんとこどうですか、これ。

久山高史生涯学習課文化財係長

そちらの自然遊歩道の件につきましては、ここ10年来、四、五年来ですが、林道ですね、広域圏のほうの、農林のほうで行っております、広域林道がそこを断ち切った形の工事となりますので、その間は閉鎖しております。危険が伴いますものですから。

ですから、その間は閉鎖した関係で少々道そのものはちょっと、多少荒れてるところはございますので、それについては相談を受けましたら、随時補修していくということで商工振興課とも確認しております。

成富牧男委員

ということは、今言われた林道整備のための工事につきって意味ですね。

それと、あとどれぐらいかかるということですか。いずれそんならできるという事ですか。

久山高史生涯学習課文化財係長

商工振興課を通して県に確認したところ、工事については今年度、この部分についてはおむね通れるというので、自然歩道についても今年度をめどに開通する予定だと。

成富牧男委員

わかりました。

国松敏昭委員長

いいでしょうか。

では委員長として申し上げますが、この陳情書においては、国史跡の勝尾城筑紫氏遺跡に、男女問わず、また冒頭からお話ありました、いたしましたように幅広い年代にわたり、関心を持っていただき、さらにはより体験ができるような方策を講じられるようにとの、こういう趣旨の内容の要望でありましたので、この辺はしっかり受けとめていただいて、執行部の対応をよろしく願いしたいと思います。

よろしいですか。

以上で、陳情第22号についての協議は終了いたしました。



国松敏昭委員長

以上で本日の日程を終了いたしました。

なお、あすは午前10時に出発で現地視察になっておりますので、委員の皆様、職員玄関前に御集合をお願いしたいと思います。

本日の委員会はこれもちまして散会をいたします。

午前11時54分散会

平成 25 年 12 月 19 日 (木)

1 出席委員氏名

委員 長	国松 敏昭	委員	中村 直人
副委員 長	下田 寛	〃	久保山 博幸
委員	成富 牧男	〃	柴藤 泰輔
〃	久保山 日出男		

2 欠席委員氏名

なし

3 委員会条例第19条による説明員氏名

総務部長	野下 政信	教育長	天野 昌明
総務部次長	野田 寿	教育部長	園木 一博
〃	詫間 聡	教育部次長	尼寺 学
〃	辻 易孝	学校教育課長	柴田 昌範
総務課長補佐	古澤 哲也	生涯学習課長	緒方 心一
総合政策課長	松雪 努	文化芸術振興課長	白水 隆弘
情報管理課長	江寄 充伸	スポーツ振興課長	石丸 健一
会計管理者兼出納室長	権藤 博文	議会事務局長	江崎 嗣宜
監査委員事務局長	中山 泰宏		

4 議会事務局職員氏名

議事係主査 江下 剛

5 審査日程

現地視察

勝尾城筑紫氏遺跡

議案審査

議案乙第35号	平成25年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）
議案甲第46号	鳥栖市民文化会館条例の一部を改正する条例
議案甲第47号	鳥栖市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例
議案甲第48号	鳥栖市定住・交流センター条例の一部を改正する条例
議案甲第49号	鳥栖市都市広場条例の一部を改正する条例
議案甲第50号	鳥栖市体育施設条例の一部を改正する条例
議案甲第51号	鳥栖スタジアム条例の一部を改正する条例
議案甲第55号	鳥栖・三養基地区消防事務組合理約の変更について
議案甲第57号	工事請負契約の変更について
議案甲第58号	工事請負契約の変更について
議案甲第59号	工事請負契約の変更について

〔総括、採決〕

陳情協議

陳情第22号 国史勝尾城筑紫氏遺跡関連に関する要望書

〔協議〕

報告（総務部財政課）

平成24年度佐賀県競馬組合決算について

〔報告、質疑〕

報告（教育委員会教育部教育総務課）

食育シンポジウムの開催について

〔報告、質疑〕

所管事務調査

総務文教常任委員会の閉会中の継続審査の申し出の件

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

自 午前10時

現地視察

勝尾城筑紫氏遺跡

至 午前11時

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

午前11時32分開議

国松敏昭委員長

これより本日の委員会を開きます。

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

総 括

国松敏昭委員長

これより総括を行います。

議案についての質疑は、終了いたしておりますが、審査を通じ、総括的に御意見等ございましたら、発言をお願いいたします。

なお、議案外の所管事務につきましての御意見などは後ほど時間を設けたいと思っておりますので、総括については付託議案の審査を通じた総括的な御意見等をお願いしたいと思います。

〔発言する者なし〕

ありませんねと。よろしいですか。はい。

じゃあ総括を終わります。

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

採 決

国松敏昭委員長

これより採決を行います。



議案乙第35号 平成25年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）

国松敏昭委員長

まず、議案乙第35号 平成25年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）中、当総務文教常任委員会付託分について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって議案乙第35号 平成25年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）中、当総務文教常任委員会付託分につきましては原案のとおり可決することに決しました。



議案甲第46号 鳥栖市民文化会館条例の一部を改正する条例

議案甲第48号 鳥栖市定住交流センター条例の一部を改正する条例

議案甲第49号 鳥栖市都市広場条例の一部を改正する条例

議案甲第51号 鳥栖スタジアム条例の一部を改正する条例

国松敏昭委員長

次に、消費税改正に伴う使用料改正関連の議案甲第46号 鳥栖市民文化会館条例の一部を改正する条例、議案甲第48号 鳥栖市定住交流センター条例の一部を改正する条例、議案甲第49号 鳥栖市都市広場条例の一部を改正する条例及び議案甲第51号 鳥栖スタジアム条例の一部を改正する条例、以上4議案につきましては一括して採決を行います。

お諮りいたします。

4議案は原案のとおり可決することに御異議ありませんでしょうか。

ありませんでしょうか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

はい、御異議がありますので、挙手により採決を行います。

4議案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

はい、挙手多数であります。よって4議案は原案のとおり可決することに決しました。



議案甲第47号 鳥栖市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例

国松敏昭委員長

次に、勤労青少年ホーム多目的ホールの体育施設への移管を初め、施設利用の見直しを内容とする議案甲第47号 鳥栖市意見の青少年ホーム条例の一部を改正する条例について、採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり、可決することに決しました。



議案甲第50号 鳥栖市体育施設条例の一部を改正する条例

国松敏昭委員長

次に消費税改正に伴う使用料改正及び勤労青少年ホーム多目的ホールの体育施設への移管を内容とする議案甲第50号 鳥栖市体育施設条例の一部を改正する条例について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんでしょうか。ありませんでしょうか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

はい、御異議ありますので、挙手により採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

はい、挙手多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決することに決しました。

す。

詫間 聡総務部次長兼財政課長

それでは、議案外の報告でございます。

財政課からの報告になりますけれども、佐賀県競馬組合の状況報告を行わせていただきます。

去る11月20日に開催をされております佐賀県競馬組合組合議会におきまして、決算の報告でございます。

佐賀県競馬組合につきましては、昨年、平成24年度の決算でございます。

平成24年10月に始まりましたJRA中央競馬会の電話投票システムでありますI-PATの地方競馬の発売に伴いまして、当初の見込みを上回り、増収効果等を全国中央競馬会の総額として、前年等も上回っておる実績等でございます。佐賀県競馬組合におきましても、11月からの実施となりまして、見込み額を上回る発売成績となっておりますところでございます。

一方、歳出面でございますけれども、全般的に削減を進めてまいりましたけれども、荒尾競馬の廃止等の影響によりまして、荒尾競馬所属の馬の流入、賞金、諸手当の経費が増加するなど、単年度収支におきまして、8,138万180円の赤字となっておりますところでございます。

また、実質収支につきましてはでございますけれども、前年度の繰り上げ充用額の2億1,397万4,372万円を合わせまして、2億9,535万4,532円の収入不足となっておりますところでございます。

決算の概要といたしまして、歳入総額114億8,511万1,000円、歳出総額といたしまして、117億8,046万6,000円となっておりますところでございます。実質収支といたしまして、歳入歳出差引額2億9,535万5,000円の形式収支赤字となっておりますところでございます。

財政調整基金等の残高といたしましては、平成18年度以降26億3,000万円となっておりますところでございます。

すいません、誤字の訂正をお願いいたします。

1ページ目の下のところございまして、実質収支のところでございます。

前年度繰り上げ充用額の2億1,397万4,372円を合わせ2億9,535万の語句の訂正をお願いいたします。

戻りまして、収支改善の実施でございます。

今後、発売増収策の推進といたしまして、主催並びに他主催並びにネット販売の拡大等の増収、あと競馬振興策といたしまして、魅力あるレースの提供、集客イベントの実施、ファンサービスの実施、また経営効率化の推進といたしまして、職員人件費の削減、従業員賃金の削減、発売業務等の外部委託化等を図っていくというところを佐賀県競馬組合から報告を

受けたところでございます。

以上、佐賀県競馬組合の決算状況に対する報告といたします。

以上でございます。

国松敏昭委員長

ただいまの報告について質疑があればお受けしたいと思います。

成富牧男委員

このごろは余りやってないかなと思いますけど、やってないかなと思うんですが、いわゆる告知、告知といいますか、飛行機を使ってありますよね。今も使ってあるんですかね、飛行機。あれどれぐらいかかるんですか。結構かかるっちゃないかなと思って。こういう厳しいときに。

ただ、それよりも費用対効果があるということであれば別ですけどね。

詫間 聡総務部次長兼財政課長

飛行機等による広報の関係だと思えますけれども、具体的にいつごろやってるのか、経費等についてはちょっと報告等があっておりませんけれども、例えば中央等の場外発売、J R Aの発売等があるときに飛行機等で広報活動を行っていることは私も確認をいたしておりますけれども、詳細については、報告がちょっとあっておりませんので、よろしく願いいたします。

成富牧男委員

個別にいいですか。

後から、どれぐらいの額がかかってんのか知りたいんですが。

国松敏昭委員長

それは、後ほど報告を出せますか。

詫間 聡総務部次長兼財政課長

後ほど競馬組合等確認をとりまして、御報告させていただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

成富牧男委員

終わります。

国松敏昭委員長

ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

はい。

御意見はないですね。

[発言する者なし]

oo

所管事務調査

国松敏昭委員長

以上で付託議案の審査、陳情の協議、執行部からの報告は終了いたしました。これ以外の当総務文教常任委員会の所管事項についての御意見や、お聞きしたいことなどがありましたら、この際でございますので、手短にお伺いしたいと思います。

成富牧男委員

要望です。

要望は、今回甲議案いっぱい出てますけども、これについてもっとわかりやすいように、新旧対照表などで、を参考資料として出していただければと思っております。

もちろん機械的に何もかんもっていう必要がない場合もある、もう、すぐ一目でわかるやつは必要ないと思えますけど。

以上です。

国松敏昭委員長

ほかはよろしいですかね。

はい。

以上で所管事務についての協議は終了いたしました。

oo

総務文教常任委員会の閉会中の継続審査申し出の件

国松敏昭委員長

次に総務文教常任委員会の閉会中の継続審査の申し出の件を議題といたします。

お諮りいたします。

御手元に配付の事件につきましては、委員会としてなお検討調査を要するため、閉会中の継続審査といたしたいと思えます。

以上のとおり議長に申し出すことに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

はい、御異議なしと認めます。よって以上のとおり申し出すことに決しました。

oo

国松敏昭委員長

なお、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことに決しました。

oo

国松敏昭委員長

以上で本日の日程は終了いたしました。

これにて平成25年12月定例会の総務文教常任委員会を閉会いたします。

午前11時48分閉会

鳥栖市議会委員会条例第29条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会総務文教常任委員長 国 松 敏 昭

